

令和3年6月16日  
こども未来部保育課

## 江東区新砂保育園外2園の指定管理者の選定手続きについて

「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区保育所条例」に基づき、江東区新砂保育園については平成24年6月1日から、江東区毛利保育園については平成19年4月1日から、江東区亀高保育園については平成29年4月1日から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和3年度末をもって指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

### 1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
江東区新砂保育園	江東区新砂三丁目3番11号
江東区毛利保育園	江東区毛利二丁目1番14号
江東区亀高保育園	江東区北砂五丁目20番9-101号

### 2 現在の指定管理者・指定期間

施設の名称	現在の指定管理者	現在の指定の期間
江東区新砂保育園	社会福祉法人 こうほうえん	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで
江東区毛利保育園	社会福祉法人 もろほし会	
江東区亀高保育園	社会福祉法人 光聖会	

### 3 選定方法

非公募による選定  
(非公募の理由)

- (1) 利用者と施設事業者との高度な信頼関係が求められる保育施設において引き続き管理を行うことで、安定したサービスの確保と事業効果が期待できる。
- (2) 適正に保育施設の運営を行っている。
- (3) 年度評価（平成29年度～令和元年度）も優れており、指定管理者としての能力及び実績が十分にある。

(4) 利用者アンケートでも多くの保護者から「大変満足」及び「満足」との高い評価を受けている。

(5) 地域密着型介護施設との合築であるため、同一法人が保育園と合わせて運営することにより、一体的な管理ができる。(新砂保育園)

#### 4 今後の日程（予定）

日付	内容
令和3年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和3年10月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和4年3月	協定書の締結
令和4年4月	指定管理者による運営開始